感染症法上の位置づけ変更に向けた対策の全体像(国資料抜粋)

新型コロナウイルス感染症が「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に変更されること等に伴い、「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、「個人の選択を尊重し、国民の皆さまの自主的な取組をベースとしたもの」に転換する。

新型インフルエンザ等感染症

発生動向

- ・法律に基づく届出等から、患者数や 死亡者数の総数を毎日把握・公表
- 医療提供の状況は自治体報告で把握

医療体制

- ・入院措置等、行政の強い関与
- ・限られた医療機関による特別な対応

患者対応

- ・法律に基づく行政による患者の入院 措置・勧告や外出自粛(自宅待機)要請
- ・入院・外来医療費の自己負担分を公費支援

感染対策

- ・法律に基づき行政が様々な要請・関与を していく仕組み
- ・基本的対処方針や業種別ガイドライン による感染対策

ワクチン

・予防接種法に基づき、特例臨時接種として 自己負担なく接種

5 類 感 染 症

- ・定点医療機関からの報告に基づき、毎週月曜日 から日曜日までの患者数を公表
- ・様々な手法を組み合わせた重層的なサーベイランス (抗体保有率調査、下水サーベランス研究等)
- ・幅広い医療機関による自律的な通常の対応
- 新たな医療機関に参画を促す
- ・政府として一律に外出自粛要請はせず
- ・医療費の1割~3割を自己負担 入院医療費や治療薬の費用を期限を区切り軽減
- ・国民の皆様の主体的な選択を尊重し、 個人や事業者の判断に委ねる
- ・基本的対処方針等は廃止。行政は個人や事業者の 判断に資する情報提供を実施
- ・令和5年度においても、引き続き、自己負担なく接種

○高齢者など重症化リスクが高い方等:年2回(5月~、9月~)○5歳以上のすべての方:年1回(9月~)